

プロテスト委員会から選手と監督・コーチへのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

○ 規則に違反し、免罪にあたらぬ場合には、抗議されたか否かに関わらず、速やかにペナルティー（リタイアの場合もあります）を履行してください。

- リタイアする場合には、帆走指示に従ってください。
- 違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合には、履行すべきペナルティーが決まっていますので、リタイアするのではなく、自ら違反したことをプロテスト委員会に申し出てください。

オンライン掲示板（オルグ）「ペナルティー報告」に記入して提出（送信）してください。

○他の競技者の規則違反に対して抗議するのは、基本的にまず競技者であって、プロテスト委員会ではありません。「ジャッジも見ていたのに抗議してくれなかった」と不満に思うのは間違いです。

特に規則 2（公正な帆走）の違反を目撃した場合には、プロテスト委員会が艇を抗議することもあります（規則 69 に基づいてそれ以上の処置が取られることもあります）。そのような違反としては、例えば：

- a. 意図的に規則違反する。
- b. 規則違反し、免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- c. 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他の艇（競技者）を威嚇する。
- d. 裁量ペナルティーの対象となる規則に違反したことを知りながら、ペナルティーの報告をしない。

2. チームレース・タクティクス

今大会において、チームレース・タクティクスが規則にいずれかに違反するかどうかについては、ケース 78 中の「艇の大会での最終成績」を「艇の所属する大学の同一クラスの大会での最終成績」と読み替えて解釈します。

3. 支援艇と外部の援助

支援艇の代表者とドライバは、帆走指示を注意深く読んでください。

規則 41（外部の援助）は、そのレースの準備信号から適用されます（第 4 章前文、定義「レース中」）。

準備信号後に、支援艇等から指導や助言を得たり、装備品等を受け渡したりすることは、規則 41 違反になります。

4. 推進方法 - 規則 42 と付則 P

World Sailing Rule42 Interpretation（規則 42 の World Sailing 公式解釈）の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます： JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

付則 P の適用について理解するためのポイントを以下にいくつか挙げます：

- a. 1 回目のペナルティーを課された艇は、できるだけ早く他艇から十分離れた後に、2 回のタックと 2 回のジャイブを含む同一方向の 2 回転を連続して速やかに行わなければなりません（規則 44.2, P2.1）。
- b. 今大会中 2 回目以降のペナルティーを課された艇は、速やかにそのレースをリタイアしなければなりません（規則 P2.2, P2.3）。
- c. 課されたペナルティーがリタイアの場合でも、その後、延期、ゼネラル・リコールまたは中止され、再レースまたは再スタートとなった場合には、その艇はそのレースで帆走することができます（規則 P3）。

d. ジャッジは、艇の規則 42 違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュ・ラインを横切った後になることがあります。それが1回目のペナルティーの場合には、艇は、2回転ペナルティーを行った後に、フィニッシュ・ラインのコース・サイドからもう一度フィニッシュする必要があります（規則 44.2）。

付則 P に基づくペナルティーを課された場合には、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから説明を受けることができます。海上で説明を受けられなかった場合や、説明を受けても十分に理解できなかった場合には、陸上で説明を受けることもできます。説明を受ける場合、監督やコーチを伴うこともできます。また、選手に代わって監督やコーチだけで説明を受けることもできます。

5. 審問のオブザーバ

パネルが適切ではないと判断した場合を除き、審問の当事者以外の人（オブザーバ）が審問を傍聴することができます。当事者の関係者のオブザーバは、各当事者につき1名とします。審問の途中からの入室は認められません。（やむを得ない場合、途中退室は認めますが、再入室は認めません。）希望される方は早めにプロテスト委員会にお申し出下さい。

6. 審問中のスマートフォンやタブレットなどの使用

当事者やオブザーバは、審問中にルールブックなどを確認するため、スマートフォンやタブレット等などの電子機器を使用することができます。ただし、録音や録画することは認められません。また、外部とのコンタクトや通信も認められません。この項目は、調停にも適用します。

7. 調停

今大会には付則 T（調停）が適用されています。選手等が艇への抗議に関する抗議書をプロテスト委員会に提出したとき、プロテスト委員会はその抗議内容が調停に適しているかどうかを判断し、調停に適していると判断した場合には、すぐに調停を開始することがあります。

選手が海上で自らの違反に気づかず回転ペナルティーを履行できなかった場合、レース後に監督・コーチと相談するなどして違反に気づくことができれば、審問前であればいつでも「レース後ペナルティー」を履行することができます。今大会では、「レース後ペナルティー」は30%の得点ペナルティーです。

8. 当事者が審問に現れない場合

審問の当事者と審問開始予定時刻は、[オンライン掲示板（オルグ）「審問予定」](#)に掲示されます。必ず掲示板を見て適宜対応をしてください。当事者が審問に現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして、判決を行います（規則 63.3(b)）。

9. 審問での証言と規則 69

審問で嘘をついたり、騙したり（真実を証言しないことも含む）すると、スポーツマンシップの違反となり、規則 69（不正行為）に基づく重いペナルティーが課されることがあります。

10. 救済要求と成績照会

OCS、UFD または BFD と記録された艇が、レース委員会の誤りを主張して規則 62.1(a)に基づき救済要求することがありますが、救済が与えられるためには、艇は、自艇が正しくスタートしていたという「主張」を証明する「証拠」を提示する必要があります。

例えば、OCS、UFD または BFD と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時（あるいはその1分前から）のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。

レース委員会による得点記録に誤りがあると判断した艇は、[オンライン掲示板（オルグ）「成績照会」](#)で訂正を要請することができます。レース委員会は、回答をする前に証拠を提示するなどして説明を求めることがあります。また、救済要求もできますが、規則 62.2 に規定された時間内に提出する必要があります。

11. ビデオ映像等の証拠

審問においてビデオ映像等の情報等を再生するのに必要な機器の手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者が行って下さい。全ての当事者とパネルメンバが同時に見ることができる再生機器を用意してください。

12. 審問の再開

審問の当事者は、判決を通告された後に審問の再開を求められます（規則 66）、今大会では、その時間が制限されています（帆走指示参照）。

当事者が審問再開を要求した場合、以下の2つの場合に限り、審問を再開します（規則 M4）。

- 判決を変えるかもしれない新たな証拠がある。
- プロテスト委員会が規則の解釈を間違っていた。

最初の審問でも示すことができたはずの証拠（例えば証人による証言）は、新たな証拠とは見なされませんので、たとえ判決を変えるかもしれない証拠であったとしても、審問は再開されません（World Sailing ケース 115）。証人に審問の場に来てもらうなどの準備は、最初の審問の前に十分に行ってください。

13. プロテスト委員会への質問

選手や監督・コーチは、帆走指示書やレース公示の規則の解釈、プロテスト委員会の手続きや方針について、プロテスト委員会に質問することができます。[オンライン掲示板（オルグ）「ジュリーへの質問」](#)に記入して提出（保存）して下さい。保存ボタンは送信を意味します。全選手への公平性のために、質問と回答は文書で掲示して公開します。（氏名等の個人が特定される情報は公開しません。）

2022年9月21日

プロテスト委員長

石川 雅之